

幼保連携型認定こども園の移行に伴う利用定員について

1 幼保連携型認定こども園について

子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園は、認定こども園における認可施設として位置づけられ、子ども・子育て支援法第29条第1項に基づく確認を受けた幼保連携型認定こども園は、教育・保育給付の対象とされている。

- ・都道府県、指定都市、中核市が認可する施設の一つ
- ・学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する“単一の施設”とされ、学校教育、保育、保護者に対する子育て支援を一体的に提供するもの。
- ・設備・運営基準（久留米市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例で定める基準）や経済的基礎等の認可基準（認定こども園法第17条第2項各号に掲げる基準）に適合の必要がある。
- ・既存の幼稚園及び保育所から移行する場合は、「設備」に関して移行特例が設けられる。（上記条例附則第4条第1項及び第2項）
- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができる。

2 子ども子育て会議における意見聴取

保育施設等の「利用定員」は、施設の設置者からの申請に基づき久留米市が定める。本会議においては、この「利用定員」の設定が「くるめ子どもの笑顔プラン」の達成（当該幼保連携型認定こども園の所在地を含む教育・保育提供区域北部のニーズ量と対応策）に支障を生ずるものではないことを踏まえた上で、そのことについて意見をいただくもの。（子ども子育て支援法 第43条第3項）

- (1) 施設名
社会福祉法人 宮ノ陣福祉会 かおりこども園・かおりガーデンこども園 （概要等 詳細裏面）
- (2) 教育利用定員
本園及び分園の各々で教育利用定員 10 人を設定する
- (3) 設置目的
保護者の就労状況等の変化に関わりなく通いなれた園で継続して教育・保育を提供すること

※久留米市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例で定める基準に適合しており、かつ、認定こども園法第17条第2項に掲げる基準に適合している。

幼保連携型認定こども園の概要

施設名称	かおりこども園 (分園：かおりガーデンこども園)	
既存施設	種別：保育所 名称：かおり保育園 (分園：かおりガーデン保育園)	
施設所在地	久留米市宮ノ陣一丁目12-10 (分園：久留米市宮ノ陣四丁目2-11)	
定員	満3歳以上	本園79人 (うち教育認定10人) 分園24人 (うち教育認定10人)
	満3歳未満	本園51人 分園16人
施設	園舎延床面積	本園750.78㎡、分園595.08㎡
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 (本園は附属建物2棟)
事業開始年月日	令和3年4月1日	
開所(園)時間	7:00~19:00 (分園：7:15~19:15) ※延長保育時間を含む。	
職員体制	本園	保育教諭23人 (常勤専従23人) 調理員4人 (常勤専従4人)
	分園	保育教諭8人 (常勤専従8人) 調理員2人 (常勤専従2人)

設置者(運営者)の概要

法人の名称	社会福祉法人宮ノ陣福祉会
事務所の所在地	久留米市宮ノ陣五丁目12-60
設立年月	昭和55年6月17日
代表者	理事長 菊池 圭
目的	保育所の経営
法人の組織運営	理事6人、監事2人、評議員7人